



「徳島県認知症施策推進計画（素案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会とくしまの実現を目指し、「徳島県認知症施策推進計画」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和7年10月8日（水）～ 令和7年11月10日（月）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課 生涯健康担当

電話：088-621-2173 FAX：088-621-2840

メールアドレス：choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行

（パブリックコメント）



Q1 「徳島県認知症施策推進計画」ってどんな計画？

この計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の第12条に規定されている「都道府県計画」として策定するものであり、本県で暮らす認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重して、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく過ごすことができる共生社会の実現を目指し、認知症の人と家族等と共に認知症施策を推進するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

計画の素案では、

「認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会とくしまの実現」という基本理念を実現するために、3つの重点戦略を設定し、7つの基本的施策を展開することとしております。

「徳島県認知症施策推進計画（素案）」をご一読いただき、その内容に対して、ご意見やご提案をお寄せください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。